

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件

原告

被告 国(処分行政庁 法務大臣)

答 弁 書

令和5年6月28日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 稲 玉 祐

法務事務官 宮 城 島 光

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局民事第一課

補 佐 官 横 山 智 宏

法規係長 大 村 陽 美

法規係員 千 鳥 紗 英

第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 本件訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 前提となる事実経過

(1) 令和2年1月17日の帰化不許可処分

- ア 原告は、平成30年3月23日及び同年5月2日、それぞれ東京法務局において帰化申請に係る相談を行い、同日、帰化許可申請をした。
- イ 法務大臣は、令和2年1月17日、上記の帰化許可申請について許可しない旨の決定をした（甲6）。

(2) 令和4年10月24日の帰化不許可処分

- ア 原告は、令和3年1月25日に帰化許可申請（以下「再度の帰化申請」という。）をした。
- イ 法務大臣は、令和4年10月24日、再度の帰化申請について許可しない旨の決定（以下「本件処分」という。）をした（乙1）。
- ウ 東京法務局の担当者（以下「本件担当者」という。）は、同月25日、原告に対し、電話で本件処分がされた旨を伝えた（乙2）。

(3) 本件訴訟の提起

原告は、令和5年4月27日、本件訴訟を提起した（以下、本件処分の取消しを求める訴えを「本件取消しの訴え」といい、原告に対する帰化の許可の義務付けを求める訴えを「本件義務付けの訴え」という。）。

2 本件取消しの訴えは出訴期間を徒過して提起されたものであるから、不適法であること

(1) 取消訴訟の出訴期間に係る規定

ア 取消訴訟の出訴期間

行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）14条1項本文は、「取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。」と規定する。

ここで、「処分又は裁決があつたことを知つた日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分又は裁決の存在を現実知つた日を指すと解されている（最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038ページ）。

そして、出訴期間の遵守の有無は、訴えが提起された時点で判断され（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）147条）、訴えの提起は訴状を裁判所に提出することによって行われる（行訴法7条、民訴法134条1項）ことから、出訴期間を遵守しているか否かは、訴状を裁判所に提出したときを基準として判断される（南博方編：条解行政事件訴訟法（第4版）・398ページ）。

イ 出訴期間を徒過したことについての「正当な理由」

前記アの出訴期間を徒過した場合であっても、「正当な理由」があるときは、取消訴訟を提起することができる（行訴法14条1項ただし書）。

ここに「正当な理由」とは、出訴期間内に出訴しなかったことについての社会通念上相当と認められる理由を意味すると解されており、「正当な理由」があると認められるか否かは、具体的な事案において処分等の内容・性質、行政庁の教示の有無及びその内容、処分等に至る経緯及びその後の事情（とりわけ、出訴の障害事由解消後、遅滞なく訴えが提起されたか否か）、処分当時及びその後の時期に原告が置かれていた状況、その他出訴期間徒過の原因となった諸事情を総合勘案して判断することになると解されている（前掲条解行政事件訴訟法（第4版）・393ページ）。

ウ 出訴期間の遵守の有無の立証責任

出訴期間を遵守しているか否かが最終的に真偽不明である場合には、その訴えは不適法なものとして原告の不利益に帰せられることから、取消訴訟が出訴期間内に提起された事実については原告が立証責任を負う（神戸地方裁判所昭和40年12月2日判決・行裁例集10巻11号2179ページ、横浜地裁昭和57年3月31日判決・訟務月報28巻6号1260ページ）。

(2) 本件取消しの訴えは出訴期間を徒過して提起されたものであること

ア 原告は、令和4年10月31日（月曜日）、本件担当者から本件処分を電話で知らされたと主張する（訴状・3ページ）。

したがって、原告が本件担当者からの電話による口頭の告知によって本件処分の存在を知ったことは争いがない。

イ しかしながら、本件担当者が原告に対して電話で本件処分を口頭告知した日は、令和4年10月31日ではなく、同月25日（火曜日）である。このことは、本件担当者が、本件処分の通知書の決裁鑑に「10/25 t e l 済」と手書きで記載していることから明らかである（乙2）。

そうすると、本件処分に係る取消訴訟の出訴期間は、令和4年10月26日を起算日として（初日不算入、行訴法7条、民訴法95条、民法140条）、同日から6か月であるから、令和5年4月25日（火曜日）が満了日となる。

しかるに、原告が、本件取消しの訴えに係る訴状を東京地方裁判所に提出したのは、上記の出訴期間経過後の令和5年4月27日である。

したがって、本件取消しの訴えは、原告が本件処分があったことを知った日である令和4年10月25日から6か月（令和5年4月25日）を経過した後（出訴期間経過後）に提起されたことが明らかである。

そして、原告は、再度の帰化申請において、書類の取得及び作成に係る代理人として弁護士を選任しており（甲9、10。なお、帰化申請は本人

又は法定代理人（本人が15歳未満の場合）が自ら出頭して行わなければならず（国籍法18条、同法施行規則2条2項）、任意代理人による申請は認められないものと解されている（江川英文ほか：法律学全集59-II 国籍法（第3版）110ページ。）、本件処分を受けたことについて、上記弁護士に相談をして、上記弁護士から法的な助言を受けることができたのであるから、出訴期間内に取消訴訟を提起するに当たり障害となる事由があったとは認められない。このことは、原告が上記弁護士を訴訟代理人に選任して本件訴訟を提起していることから明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、本件取消しの訴えは出訴期間を徒過して提起されたものであり、出訴期間の徒過について行訴法14条1項ただし書の「正当な理由」も認められないから、本件取消しの訴えは不適法であり、却下されるべきである。

3 併合提起された本件取消しの訴えが不適法であるから、本件義務付けの訴えも不適法であること

(1) 日本国民でないものは、帰化により日本の国籍を取得できる（国籍法4条1項）ところ、帰化をするためには、法務大臣の許可が必要である（同条2項）とされ、帰化をしようとする者からの申請が前提とされている（国籍法施行規則2条参照）。そうすると、本件義務付けの訴えは、行訴法3条6項2号所定のいわゆる申請型の義務付けの訴えと解される。申請型の義務付けの訴えのうち「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型については、当該処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合提起しなければならない（行訴法37条の3第3項2号）、行訴法37条の3第3項は、その併合提起される取消訴訟等の訴えが適法であることを前提としているものと考えられることから、取消訴訟が出訴期間を経過して提起された場合など不適法なときは、適法な

取消訴訟と併合して提起されたことにならず、義務付けの訴えは不適法な訴えとして却下すべきこととなる（前掲条解行政事件訴訟法（第4版）・774ページ）。

(2) そして、前記2のとおり、本件取消しの訴えは出訴期間を徒過して提起された不適法なものであり、本件義務付けの訴えは適法な取消訴訟と併合して提起されたことにならないことから、本件義務付けの訴えは不適法な訴えとして却下されるべきである。

第3 結語

以上のとおり、本件処分取消しの訴え及び本件義務付けの訴えは、いずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

以上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 宮城島 光 宛て

電話 03-5213-1296

- 1298

- 1397

- 1398

- 1403

FAX 03-3515-7307